特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
29	妊婦のための支援給付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、妊婦のための支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年5月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	妊婦のための支援給付に関する事務					
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、認定された妊婦に対し、妊婦のための支援給付を支給するための対象者の資格管理、支払管理、統計処理等を行う。					
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名	名					
妊婦のための支援給付台帳						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>1) 実施しない2) 実施しない3) 未定					
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表160の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 健康・医療連携課					
②所属長の役職名	健康・医療連携課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康·医療連携課 072-939-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康·医療連携課 072-939-1111					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	も機関については、それそ	ぞれ重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Ε]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	セキュリティの研修を受講し	、ガイドライン(の留意事項等を遵守し業務を遂行している。			

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施で	する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	セキュリティの研修を受講し、た	ガイドラインの留意事項	等を遵守し業務を遂行している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明